

3月新卒者の50人が内定取消し 「卸売、小売業」が15人で最多

今年3月に大学・高校等を卒業し4月に就職予定だった新卒者のうち、2022年度に内定を取り消された学生・生徒は50人（うち主として新型コロナウイルス感染症の影響によると考えられるもの29人）で、取り消した事業所は27社（同8社）だったことが、厚生労働省がこのほど公表した2022年3月新卒者内定取消し等の状況（8月末現在）で明らかになった。今回は事業所名公表の対象となる事業所はなかった。

内定を取り消された50人の内訳は、中学生は0人、高校生が25人（18事業所）、大学生等が25人（10事業所）。

産業別にみると、「卸売、小売業」が15人（2事業所）と最も多く、次いで「医療、福祉業」13人（8事業所）、「製造業」6人（5事業所）、「建設業」6人（5事業所）などが続いた。規模別では、「99人以下」29人（20事業所）、「100～299人」4人（3事業所）、「300人以上」17人（4事業所）だった。

地域別にみると、「南関東」が22人（7事業所）で最も多く、次いで「東北」9人（3事業所）、「東海」8人（7事業所）と続いた。また、取消し理由では、「企業倒産」が19人（2事業所）、「経営の悪化」が13人（9事業所）、「別会社移行」は3人（2事業所）のほか、「その他」が15人（14事業所）。採用内定取消しを受けた学生・生徒の就職状況は、41人が「就職済み」のほか、「就職活動中」0人、「不明」7人などだった。

国税庁、年調手続き電子化をPR 企業・従業員双方にメリット多い

国税庁が年末調整手続きの電子化をPRしている。2021年1月の申告分から、法定調書（年末調整）の電子化が義務づけられた。対象企業は、前々年度（2年前）に発行した法定調書が種類ごとにもて100枚以上である企業だ。対象となった場合、e-Taxや光ディスク等で申告が必要となる。ただし、電子化の対象となるのは法定調書の種類ごとになるため、年末調整にかかわる法定調書を100枚以上発行していなければ、電子化の対象とはならない。

これまでの年末調整では、従業員は保険会社から保険料控除証明を書面（ハガキ）で受け取り、それを基に手書きで保険料控除申告書を作成して書面で勤務先に提出するなど、年末調整の一連の手続きを書面で行っていた。これらの一連の手続きが電子化されると、従業員は控除証明書を電子データで受け取り、そのデータを電子化に対応した民間ソフトウェアや国税庁が提供する「年調ソフト」にインポートすることで、各種控除申告書をデータ作成しメール等で勤務先に提出ができるようになる。

国税庁では、電子化のメリットとして、(1)保険料控除等の控除額の検算が不要、(2)控除証明書等のチェック事務が削減、(3)従業員からの問い合わせが減少、(4)年末調整関係書類の保管コストが削減を、また、従業員のメリットとして、(1)控除額等の記入・手計算が不要、(2)控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要、(3)勤務先からの問い合わせが減少、などを挙げて電子化を勧めている。